指定採水員指定講習会（更新）

「福岡方式」について	1.「福岡方式」について
11条検査の依頼方法と判定方法	2.検査依頼方法と判定方法 3.検査後の措置
浄化槽放流水の採水方法と残留塩素の測定方法	4.基本的な試料の採水方法 5.残留塩素濃度の試料採取及び測定方法

一般財団法人　福岡県浄化槽協会
Fukuoka Johkasou Association

エコアクション21
認証番号 0001803

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

福岡県 SDGs FUKUOKA

1.「福岡方式」について

「福岡方式」の特徴と効率化検査を支える制度

「福岡方式」の２つの特徴

- ◆ 毎年、**すべての浄化槽放流水のBODを測定**
- ◆ **定年周期方式**による**効率化**

福岡方式を支える3つの制度

検査依頼事務代行制度	浄化槽管理者に代わって維持管理事業者が11条検査の依頼手続きを代行する制度 （浄化槽法施行規則第9条）
指定採水員制度	浄化槽管理士が指定検査機関に代わって、浄化槽の水を採取するための制度
定期検査クロスチェック委員会	「福岡方式」が適切かつ公平に運用され、信頼性を保てるように設置された外部の委員会

浄化槽関係者と検査機関が連携して浄化槽の信頼性を高めていくシステム

1.「福岡方式」について

「福岡方式」の検査フロー

維持管理 ＋ 11条検査代行依頼の契約締結

基本方式

51人槽以上

検査機関が実施

毎年1回

定年周期方式（5年サイクル）

50人槽以下

検査機関が実施

地区	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年
A	水質	水質	外観	水質	水質
B	水質	水質	水質	外観	水質
C	水質	水質	水質	水質	外観
D	外観	水質	水質	水質	水質
E	水質	外観	水質	水質	水質

5年のうち1回（外観検査年）

採水員が採水

5年のうち4回（水質検査年）

1.「福岡方式」について

令和8年度 定年周期方式の地区割

区分		福　岡	筑　後	筑　豊
A 地区	水質	宗像市（旧宗像市）太宰府市、古賀市、福津市（旧福間町）、糸島市（旧前原市） 新宮町、粕屋町	柳川市（旧大和町）、八女市（旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧星野村）、朝倉市（旧杷木町）、東峰村（旧宝珠山村）	飯塚市（旧庄内町）、嘉麻市（旧山田市）、小竹町、鞍手町、桂川町、糸田町、川崎町、福智町（旧金田町）、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
B 地区	水質	筑紫野市、宗像市（旧大島村）、福津市（旧津屋崎町）、糸島市（旧二丈町、旧志摩町）、那珂川市	柳川市（旧柳川市）、八女市（旧立花町）、朝倉市（旧朝倉町）、みやま市（旧瀬高町、旧高田町）、広川町	直方市Ⅰ、飯塚市（旧筑穂町）、嘉麻市（旧嘉穂町）、遠賀町、香春町、赤村、福智町（旧方城町）、苅田町Ⅰ
C 地区	水質	福岡市、大野城市 宇美町、久山町	久留米市（旧田主丸町、旧城島町）、 大川市朝倉市（旧甘木市）、大木町	飯塚市（旧穂波町）、行橋市、宮若市（旧宮田町）、芦屋町、岡垣町、添田町、大任町 福智町（旧赤池町）
D 地区	外観	篠栗町 須恵町	久留米市（旧久留米市） 八女市（旧矢部村） 小郡市 うきは市（旧吉井町） 筑前町（旧夜須町） 東峰村（旧小石原村）	飯塚市（旧飯塚市） 田川市Ⅰ 豊前市 宮若市（旧若宮町） 水巻町
E 地区	水質	春日市 志免町	久留米市（旧北野町、旧三潴町） 柳川市（旧三橋町）、筑後市、うきは市（旧浮羽町）、みやま市（旧山川町）、筑前町（旧三輪町）、大刀洗町	直方市Ⅱ、飯塚市（旧頴田町）、田川市Ⅱ、中間市、嘉麻市（旧稲築町、旧碓井町） 苅田町Ⅱ

2.検査依頼方法と判定方法

外観検査年の依頼方法

毎年11月頃に郵送

次年度分の外観検査予定一覧表
（兼検査依頼名簿）
前年度の依頼情報を印字しています

福岡県浄化槽協会

事業者

翌年2月までに返送

次年度分の外観検査予定一覧表
（兼検査依頼名簿）
必要事項記入して浄化槽協会へ返送

2.検査依頼方法と判定方法

外観検査予定一覧表の記入方法

外観検査予定一覧表

【依頼します】：
検査依頼をする浄化槽に、〇印を記入して下さい。

【希望月】：
・検査希望月を記入して下さい。
・空欄の場合は、前回と同じ月に検査します。
・清掃後、満3カ月が経過するようにご配慮ください。

依頼します	希望月
〇	10月
〇	11月
〇	
〇	7月
〇	7月
〇	
〇	5月

このページ全ての検査を依頼します □

【1ページ分全てが検査依頼対象の場合】：
赤枠に〇印を記入して下さい。

※検査依頼をする浄化槽管理者が一覧表に無い場合は、同封した空欄の用紙に記入して下さい

外観検査の追加依頼書

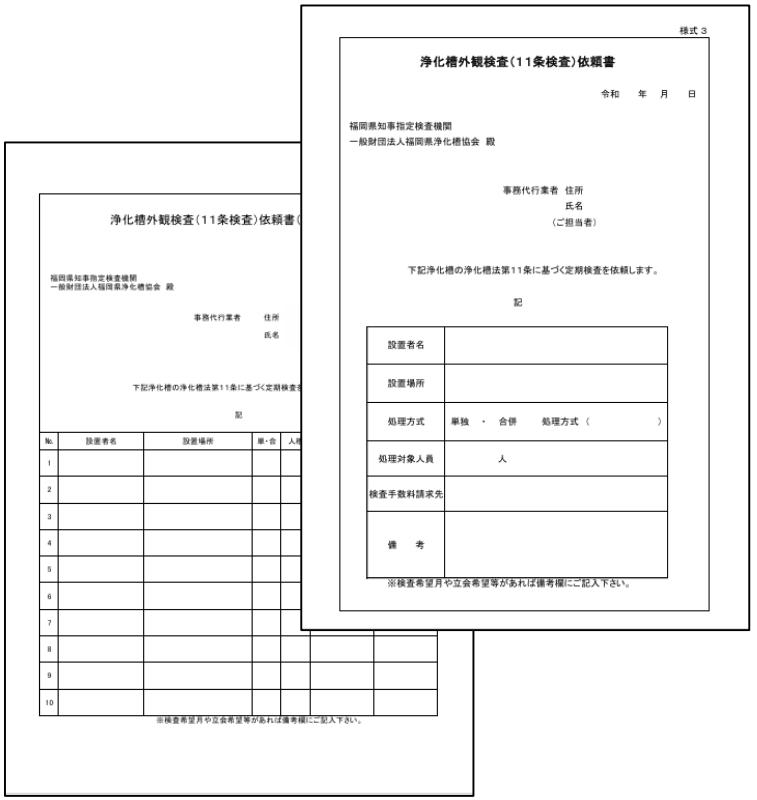

※一覧表提出後に、検査依頼の追加される場合は、当協会HPより様式をダウンロードしてご使用ください

2.検査依頼方法と判定方法

外観検査年の判定フロー

基本方式

51人槽以上
毎年１回

定年周期方式

50人槽以下
5年のうち1回（外観検査年）

浄化槽法定検査判定ガイドラインに準拠

全項目検査

外観検査・書類検査・水質検査を実施

浄化槽協会が実施

項目ごとに判断（「良」・「可」・「不可」）

総合的に評価し、 適正 概ね適正 不適正 の判定

2.検査依頼方法と判定方法

水質検査年の依頼方法

次年度が水質検査年の場合

検査結果書と水質検査依頼書を送付

＋

次回分の依頼書

福岡県浄化槽協会

事業者

次回の水質検査依頼（持込）

＋

2.検査依頼方法と判定方法

水質検査依頼書の記入方法

◆ 採水の際に依頼書からラベルをはがし
採水容器の「側面」と「フタ」にそれぞれ貼付

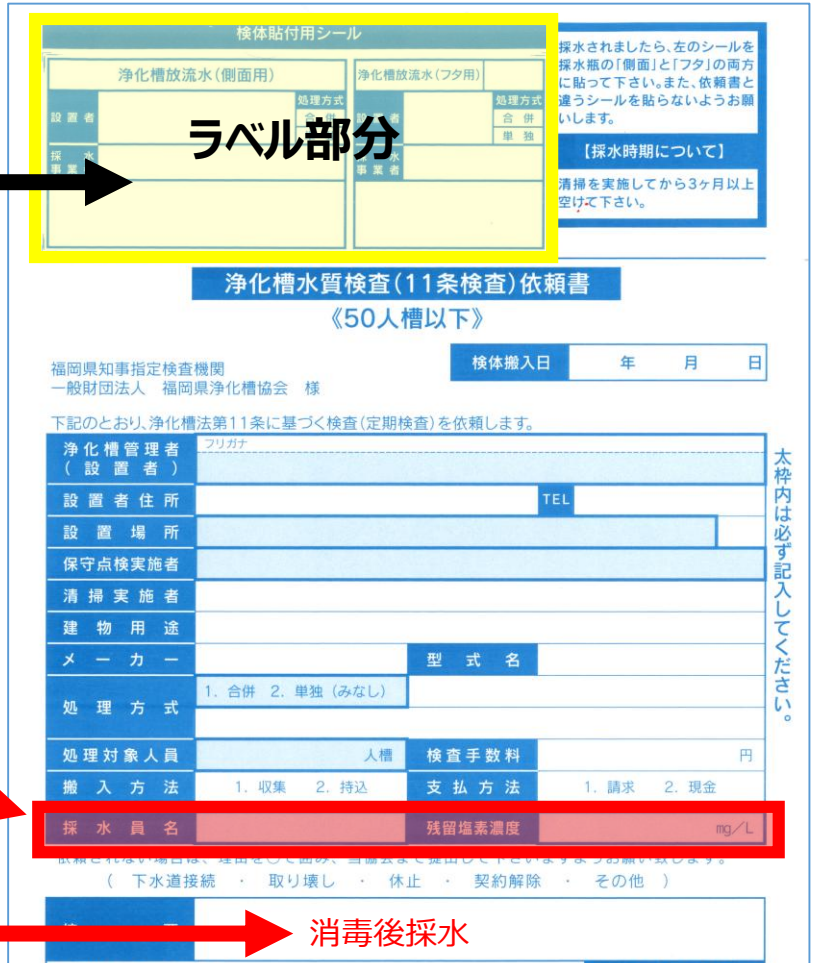

◆「採水員名」と「残留塩素濃度」の記入欄

- 採水をおこなった**指定採水員**の氏名を記入
- 必ず現場で測定した**残留塩素濃度**を記入

採水員名	田中　太郎	残留塩素濃度	0.1 mg/L

◆ その他

- **やむをえず**消毒後採水の場合→「**消毒後採水**」と記載
- 新規依頼・依頼書がない場合、白紙の依頼書に手書きを お願いします。
- **清掃後、満3ヵ月を経過してから**、採水をお願いします。

【参考】浄化槽廃止情報のご提供のお願い

正確な浄化槽情報を把握するため**浄化槽の廃止情報を収集**しています

外観検査の場合

希望月
下水接続
取り壊し
休止
契約解除

外観検査予定一覧表

まとめて郵送

協会に直接提出

協会にFAX

浄化槽協会

水質検査の場合

水質検査依頼書

依頼書に「×」を記入

摘要欄に依頼しない

理由を記入

収集ステーション
経由で提出

2.検査依頼方法と判定方法

水質検査年の判定フロー

50人槽以下の水質検査年（５年に４回）

浄化槽放流水

試料の採水・運搬

残留塩素濃度測定

※　浄化槽の機能の（判断・判定）は行わない。

採水員が実施

水質検査の実施

塩化物イオン濃度測定
（適正な採水の確認）

クロスチェック
- 指定採水員への聞き取り
- 現地調査の実施

検査機関が実施

水質
BOD「良」「可」
残留塩素「検出」

水質に異常

スクリーニング検査

水質が悪い原因を確認

前回「不適正」

フォロー検査

水質にかかわらず実施
不適正の改善状況を確認

適正　概ね適正

概ね適正　不適正

適正　概ね適正　不適正

2.検査依頼方法と判定方法

スクリーニング検査

水質スクリーニング方式について（50人槽以下の水質検査年）

水質検査結果 （指定採水員採水）	BOD値が基準値超過、または、残留塩素濃度が未検出

↓

浄化槽の処理機能に何らかの異常？

↓ 水質検査試料受付後、14日以内

必須

協会検査員が（**外観検査・書類検査**）を実施、総合判定

※　水質検査は実施済み

水質検査結果から、機能異常がある浄化槽を
効率的に抽出し、問題があれば必ず外観検査を行うシステム

フォロー検査について（50人槽以下の水質検査年）

前回の外観検査結果 （協会検査員）	放流水質と関係の薄い項目など特定30項目が原因で「不適正」と判定

水質検査試料受付後、14日以内

必須

協会検査員が **外観検査・書類検査** を実施、総合判定

※　水質検査は実施済み

「不適正」の改善状況を確認し、早期改善を促す（環境省の考え方に合致）

2.検査依頼方法と判定方法

フォロー検査

フォロー検査対象項目

50人槽以下の浄化槽において、国が定めた法定検査判定ガイドラインに基づくチェック項目のうち、以下の30項目が原因で「不適正」と判定された浄化槽が対象

水平の状況	接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	流入管渠及び放流管渠の設置状況
浮上または沈下の状況	ばっ気装置の固定状況	増改築等の状況
破損または変形の状況	攪拌装置の固定状況	流入管渠（路）の水流の状況
漏水の状況	汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	放流管渠（路）の水流の状況
溢流の状況	循環装置の固定状況	消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況
嵩上げの状況	逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
汚泥の流出状況	膜モジュールの固定状況	浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況
雨水の流入状況	越流せきの固定状況	処理対象以外の排水の流入状況
その他の特殊な排水の流入状況	隔壁、仕切板及び移流管（口）の固定状況	流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況
ポンプ設備の固定状況	その他の内部設備の固定状況	清掃の回数

2.検査依頼方法と判定方法

クロスチェック

適正な採水を確保するしくみ

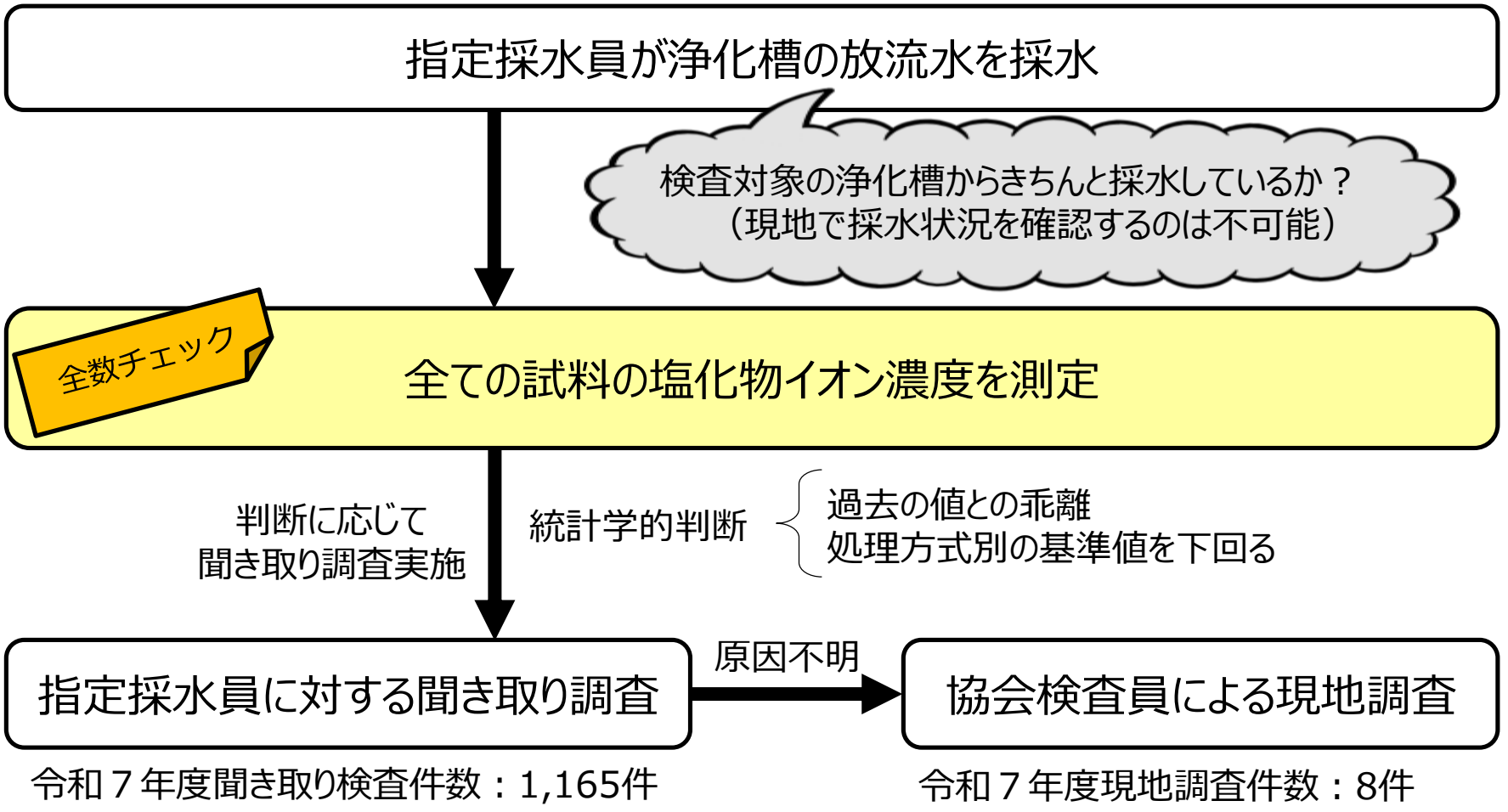

採水員による採水が適正であることを確認し、法定検査の信頼性を確保

2.検査依頼方法と判定方法

クロスチェック

聞き取り調査依頼票の記入方法

■ ■ ■　採水適正点検　聞取り調査依頼票　■ ■ ■

㈱〇〇　〇〇

Tel：〇〇〇-〇〇-〇〇〇
Fax：〇〇〇-〇〇-〇〇〇

一般財団法人　福岡県浄化槽協会　福岡検査センター：〇〇〇-〇〇-〇〇〇
：〇〇〇-〇〇-〇〇〇

※下記の検体について、塩化物イオン濃度の低下がありました。お手数ですが、当該浄化槽の**前回清掃日**および**塩化物イオン濃度低下の主な原因**に〇を記入してください。
また、なにかお気づきの点がありましたら**特記事項欄**に記入してください。ご記入後、FAXにてお知らせください。

判定　★：処理方式別判定
☆：当該浄化槽の過去測定値からの乖離（かいり）

※敬称略

依頼番号	判定	採水員名	設置者名／設置住所	処理方式	人槽	Cl⁻	前回清掃日	塩化物イオン濃度低下の主な原因	特記事項欄
							R　・　・	1：使用人数が少ない　2：使用頻度が少ない 3：使用人数減少　4:使用頻度減少　5:雑排水の流入多い 6：洗浄水量過多　7:雨水流入　8:その他　9：分からない	
							R　・　・	1：使用人数が少ない　2：使用頻度が少ない 3：使用人数減少　4:使用頻度減少　5:雑排水の流入多い 6：洗浄水量過多　7:雨水流入　8:その他　9：分からない	

特記事項 記入例

1：使用人員が少ない	→ 一人住まい	5：雑排水の流入が多い	→ 洗濯回数が多い
2：使用頻度が少ない	→ **別荘、現在使用がない**	6：洗浄水量過多	→ トイレバルブ故障、トイレ清掃過多
3：使用人数減少	→ 居住者〇人から〇人に減少	7：雨水流入	→ 放流先、マンホール上部からの逆流
4：使用頻度が減少	→ 営業日の減少	8：その他	→ 地下水が流入

前回清掃日、塩化物イオン濃度低下の主な原因、特記事項等を記入のうえ、FAXで、ご返信ください。
特記事項欄には、塩化物イオン濃度低下の原因を補足する情報等のご記入をお願いします。

3.検査後の措置

検査結果書の扱いと行政への報告

浄化槽協会

結果書（原本・控え）

事業者
結果書 **控え** を保管

結果書（原本）

浄化槽管理者
結果書 **原本** を保管

報告

- 検査結果
- 「無管理」浄化槽の情報
- **「不適正」浄化槽の情報**

重点的に改善が必要な浄化槽を区分して報告

- 特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれのある浄化槽
- 破損・変形・漏水等が発生している浄化槽（合併・単独）
- 長期間清掃を実施していない浄化槽

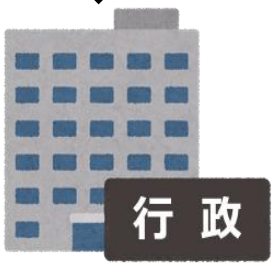

県保健所・福岡市・久留米市

【都道府県知事への報告の根拠】
○浄化槽法第７条２項及び第11条第２項
○浄化槽法施行規則第４条の２及び第９条の２

４.基本的な試料の採水方法

一般的遵守事項

① 試料は指定採水員以外の者に採水させてはならない。

② 試料は検査対象以外の浄化槽から採水してはならない。

③ 試料の希釈、その他、特別の操作を施してはならない。

④ 試料の採取にあたっては、細心の注意と共に誠実に行う。

⑤ 清掃後、３ヶ月以上経過して採水すること。

出典：11条検査のための水質検査試料採水要領

【参考】採水時期について

清掃からの経過月数とBOD適合率（月刊浄化槽　2021年11月号より）

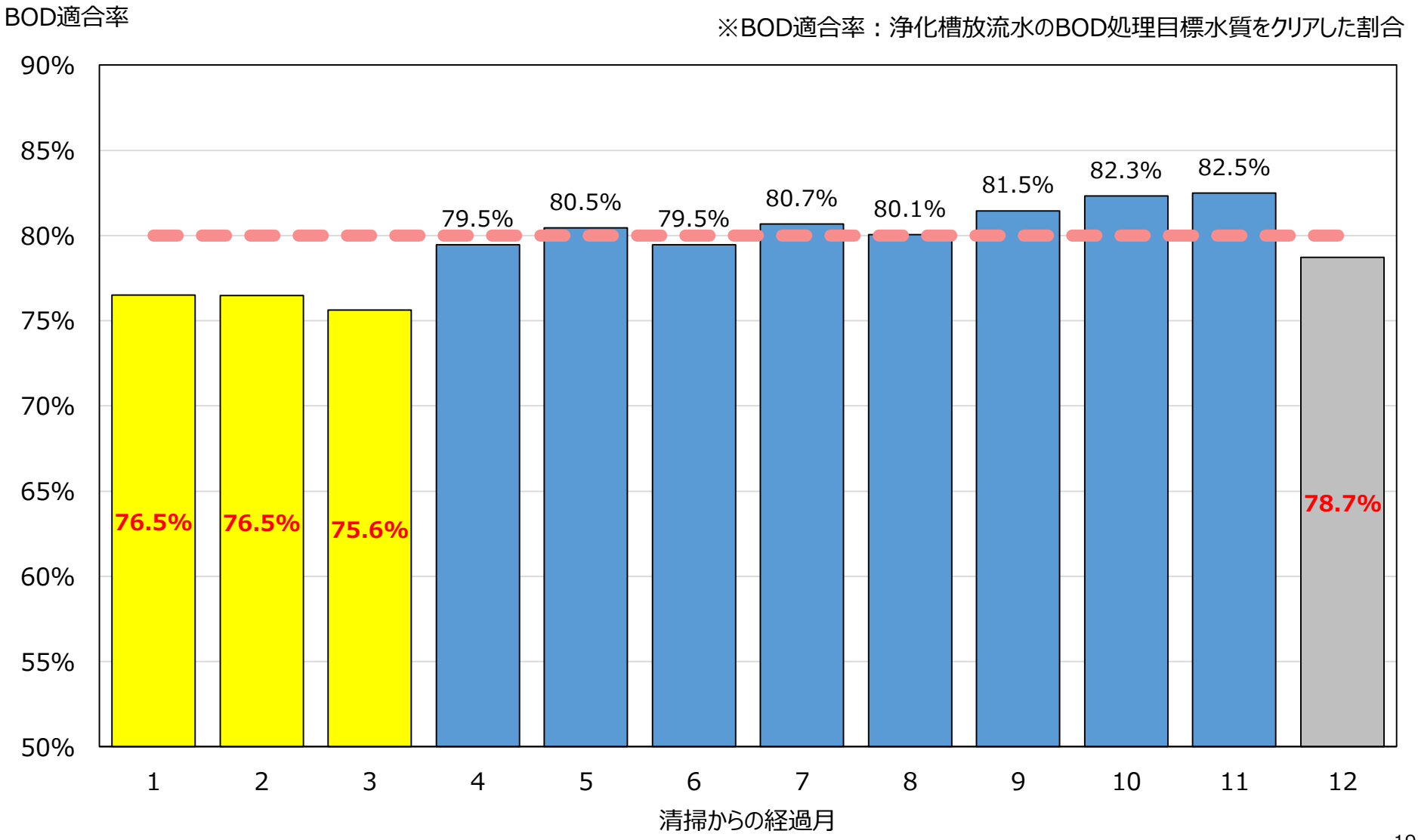

4.基本的な試料の採水方法

① 容器を試料で共洗いしてから、容器に直接採水する
② できるだけ汚水の流入する時間帯に採水する

型式別の採水方法は、
採水員手帳16ページの
2次元コードからご覧いただけます。

4.基本的な試料の採水方法

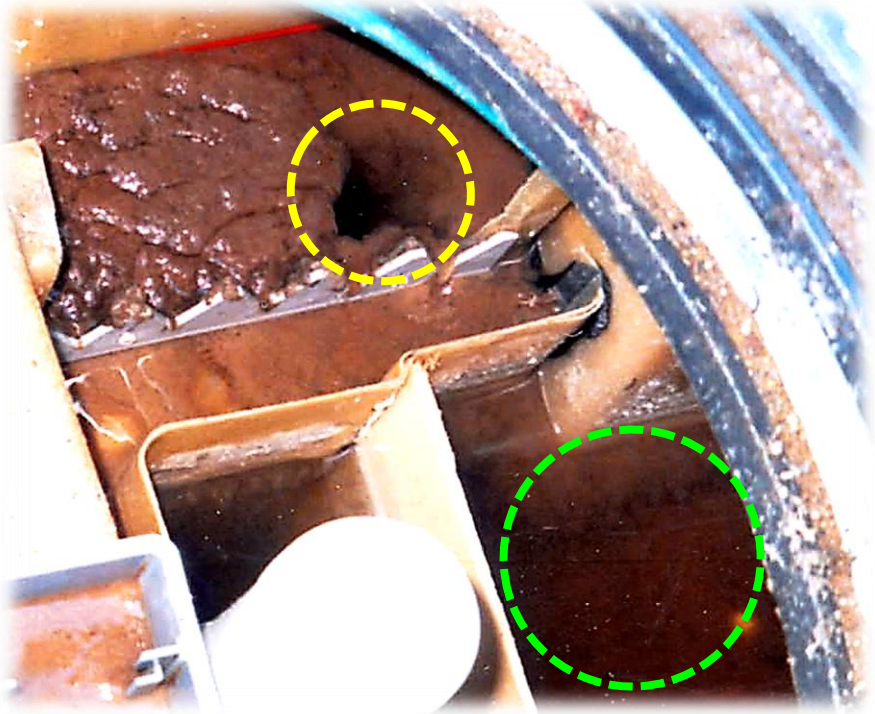

採水箇所　採水困難な場合

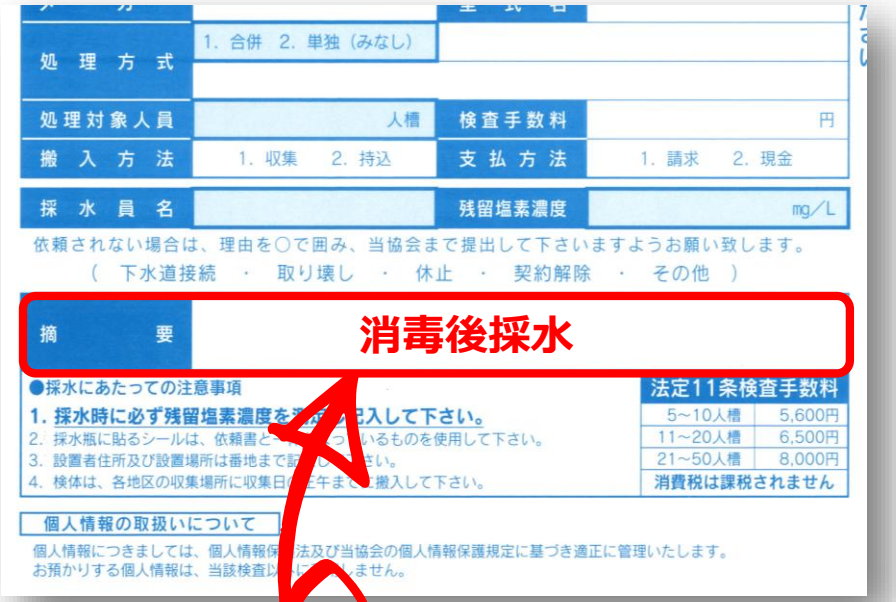

処理方式	1. 合併　2. 単独（みなし）		
処理対象人員	人槽	検査手数料	円
搬入方法	1. 収集　2. 持込	支払方法	1. 請求　2. 現金
採水員名		残留塩素濃度	mg/L

依頼されない場合は、理由を○で囲み、当協会まで提出して下さいますようお願い致します。
（ 下水道接続 ・ 取り壊し ・ 休止 ・ 契約解除 ・ その他 ）

摘要	消毒後採水

●採水にあたっての注意事項
1. 採水時に必ず残留塩素濃度を[illegible]記入して下さい。
2. 採水瓶に貼るシールは、依頼書と[illegible]いるものを使用して下さい。
3. 設置者住所及び設置場所は番地まで記[illegible]さい。
4. 検体は、各地区の収集場所に収集日[illegible]午まで搬入して下さい。

法定11条検査手数料	
5~10人槽	5,600円
11~20人槽	6,500円
21~50人槽	8,000円
消費税は課税されません	

個人情報の取扱いについて
個人情報につきましては、個人情報保[illegible]法及び当協会の個人情報保護規定に基づき適正に管理いたします。
お預かりする個人情報は、当該検査以[illegible]ません。

③ 汚泥等を混入しないように採水
④ 採水が困難な場合、消毒槽に流下する処理水を採水

⑤ やむをえず、消毒後の処理水を採水した場合は、依頼書の摘要欄に「**消毒後採水**」と記入

4.基本的な試料の採水方法

容器の栓は確実に閉める
・試料の汚染を防ぐ

上部に空間を残す
・攪拌しやすくする
・運搬中の破損を防ぐ

クーラーボックスなどに
保冷剤などで保冷して搬入

⑥ 容器の上部に、少し空間を残す
⑦ 容器の蓋は確実に閉める

⑧ 試料が凍結しない程度に保冷し
速やかに搬入する

5.残留塩素濃度の試料採取及び測定方法

使用する器具

採取場所	消毒槽（室）
測定方法	DPD（ジエチル-p-フェニレンジアンモニウム）比色法 JIS K 0102-1 23.2

測定器具

残留塩素測定器

DPD試薬
(**全残留塩素用**)

ビーカー

タイマー

『 全残留塩素 』を測定してください 環境省告示64号

5.残留塩素濃度の試料採取及び測定方法

採水と測定の様子

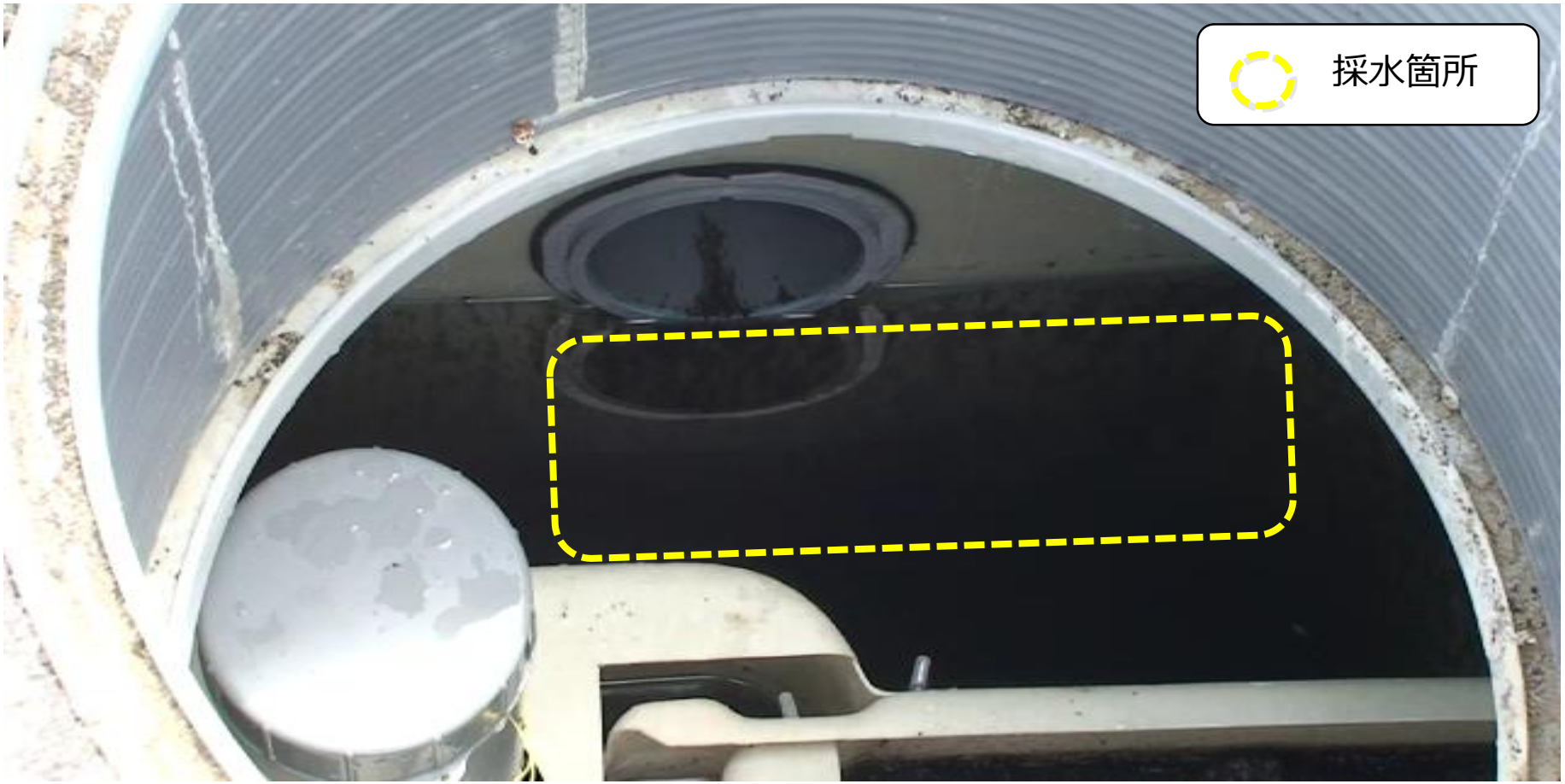

下記の内容について、採水員手帳16ページの2次元コードからご覧いただけます。

・残留塩素の測定方法
・汚泥移送量、循環水量の再設定の方法
・手動逆洗による肥厚した生物膜の剥離の方法